

(平成 29 年 2 月 9 日 総務委員会提出資料)

議案第 23 号関係参考資料

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

新 旧 対 照 表

川崎市選挙管理委員会事務局

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>○川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成5年6月25日条例第26号</p>	<p>○川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成5年6月25日条例第26号</p>
<p>川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例</p>	<p>川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例</p>
<p>第4条 略</p>	<p>第4条 略</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 略</p>	<p>(2) 略</p>
<p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p>	<p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,300円</u>を超える場合には、<u>15,300円</u>）の合計金額</p>
<p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）</p>	<p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,350円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）</p>

改正後	改正前
<p>第8条 略</p> <p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 <u>7円51銭</u></p> <p>(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 <u>375,500円と5円2銭</u>にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)</p>	<p>第8条 略</p> <p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 <u>7円30銭</u></p> <p>(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 <u>365,000円と4円88銭</u>にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)</p>
<p>第11条 略</p> <p>(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>525円6銭</u>に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）</p> <p>(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>262,530円と27円50銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に<u>310,500円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>	<p>第11条 略</p> <p>(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>510円48銭</u>に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>301,875円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）</p> <p>(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>255,240円と26円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に<u>301,875円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>